# 令和元年度第2回野洲市入札監視委員会 会議結果 (要旨)

【日 時】 令和元年11月25日(月)午後2時~午後3時30分

【場 所】 野洲市役所 本館2階 庁議室

【出席者】 委員:野洲委員長、西川委員、中村委員

事務局:小山総務部長、辻総務課長、上田主幹、

新庄主查、加藤主事

【傍聴者】 なし

【報道機関】 なし

#### 1 開会

#### 2 議事

- (1)入札及び契約手続の運用状況等の審議について
  - (ア) 令和元年度上半期に発注した建設工事及び建設関連業務委託について
    - →特段審議の必要なし。
  - (イ) 令和元年度上半期における入札参加停止等の措置案件について

委員:三上集楽センター設備機器更新実施設計業務委託について、契約が締結できな かったとのことであるが、再入札は執行しているのか。

- →事務局: 速やかに指名業者を一部変更のうえ再入札を執行している。
- (ウ) 指定案件の審議について

#### |工事4 公共下水道接続管渠整備工事(吉川2工区)

委員:最低制限価格について、算出方法はどのようにされているのか。

- →事務局:市の独自算定方式により算出しています。
- → 委員:国の算定基準と比較するとどうなのか。
- →事務局:比較検討はできていませんが、おそらく市の算定基準は低いと考えています。

委員:2社については、最低制限価格に近い金額で応札されており、指名業者においては 市の最低制限価格の算定方式を理解のうえ、入札していると考えてよいか。

→事務局:工事の最低制限価格は従前のとおり変えていないことから、理解のうえ応 札いただいていると認識しています。

### 工事8 コミュニティセンターしのはら大規模改修工事(建築主体工事)

- 委員:事務局からの説明の中で、Aランク業者3者及びBランク業者2者指名していると 説明があったが、内訳を教えてほしい。
  - →事務局: Aランク業者3者は、㈱堀光、名栗建設㈱及び㈱山本管工、Bランク業者2 者は、㈱森利工務店及び㈱アクティブです。
  - →委員:指名業者を5者としている理由については。
  - →事務局:野洲市契約規則第19条で指名競争入札に付そうとするときは、その資格を有する者のうちから5者以上の入札参加者を指名するものとすると記載があり、その規定に従い、指名業者5者を満たした場合は、5者に指名しています。
- 委員: 仮定してAランク業者3者及びBランク業者1者(特定建設業の許可を有するところ) の場合は、どうするのか。
  - →事務局:野洲市以外に本店を有する業者で、市内に支店を有する業者が2者あります。 こちら2者を指名し、計6者を指名することとなります。

### 工事 17 南桜浄水場膜ろ過装置等設置工事(場内配管工事)

委員:応札が1者のみであるが、工事内容としては難しい内容なのか。

- →事務局:工事内容から難易度は高くないと判断して発注しています。
- →事務局:入札当日に来られた事業者と入札執行後に話す機会があり、技術者の確保が難しいと話されていました。1点は技術者の確保が難しい点が挙げられると考えます。
- 委員:この業界でこの種の工事は多く発注があるのか。
  - →事務局:建築の工事では人手不足という認識はあるが、この業界ではその認識はございませんでした。
  - →委員:人手不足の中、現場代理人は工事現場に専任する必要があり、人手の確保が難 しい点が挙げられると考える。
- 委員:上半期に発注した建設工事の中で、1者しか応札がなかった工事は他にあったかど うか。
  - →事務局:南桜浄水場膜ろ過装置等設置工事(建築主体工事)の入札ついて、2者入札 参加資格確認申請書の提出があったが、入札執行日前に辞退届の提出があり、こち らも1者のみの応札でありました。

委員:他の工事では最低2者以上の応札があったとのことですね。

→事務局:そのとおりであります。

### 委託 11 (仮称)新永原第 2 団地建替基本設計業務委託

- 委員: 最低制限価格を設けることで作業員の仕事環境や賃金の確保などを保全する面が あると思うが、2者について、最低制限価格から大きく下回った金額で応札がある。 こちらについては、どう考えるか。
  - →事務局:令和元年度から最低制限価格の算定基準を変えており、以前の算定基準をも とに応札をしていただいているのではないかと考えています。
  - →委員:業務委託において1番の費用は人件費である。
  - →委員:市において最低制限価格の見直しをしていただいているが、最低賃金は上がっており、今後継続的に見直す必要がある。

## 委託 17 野洲市公共下水道ストックマネジメント基本計画策定業務委託

委員:予定価格を超えている事業者があるが。

→事務局: 指名競争入札の業務委託においては、事後公表としているため、予定価格 を超えての入札はございます。

## 市長指定 野洲特定空家集合住宅解体工事

事務局:令和元年度下半期に発注しました野洲特定空家集合住宅解体工事について、先月の 全員協議会の場において、市議会議員の方から当該工事の入札について、いくつか質 問が出されました。このことから、市長は入札監視委員会の場において質問を含め審 議を諮るよう事務局側へ依頼がありましたので、入札監視委員会へ諮るものです。 (指定事案説明書の説明要旨省略)

以上で、当該工事の概要についての説明を終わらせていただきます。それでは当該工事の入札に関する質問内容について1つ1つ審議を諮らせていただきます。

1つ目に「建築一式工事」の許可業種で発注したことついて、事務局と致しましては、 建築工事の解体について、平屋又は2階建であって1棟の延べ床面積が300㎡以下な どの建物の解体については、解体工事の許可を有する業者となりますが、3階以上の ビルや学校など大規模な建築物の解体は「建築一式工事」の許可を有する業者に発注 するべきと考えておりますので、「建築一式工事」を有する業者へ発注しております。

委員:解体工事について、許可業種の区分は従前からこの分け方であったのか。

事務局:以前は「とび・土工・コンクリート工事業」の許可区分を有する業者へ発注しておりました。しかし、平成28年6月1日から、これまで「とび・土工・コンクリート工事業」に含まれていた「工作物の解体」が独立し、建設業の許可区分として、新たに「解体工事業」が追加されました。また、経過措置として、「とび・土工・コ

ンクリート工事業」の許可を受けている業者は、引き続き令和元年5月31日までは 解体工事業の許可を受けずに解体工事をすることが可能となっています。

委員:この度の工事は、総合的な企画、指導、調整のもとに行う工事と判断して発注するため、「建築一式工事」で発注するのか。

事務局: 3階建ての建築物(集合住宅)であるため、先ほど述べさせていただいているとおり、「建築一式工事」の許可を有するところへ発注しております。

委員:平屋建て又は2階建ての建築物の解体は「解体工事業」の許可を有する業者へ発注するのか。

事務局:そのとおりであります。

委員:アパートやマンションなどの規模の解体工事となると、建築物の構造を理解した 上で解体工事を行う必要があるため、「建築一式工事」の許可を有する業者へ発注 することに問題はないと考える。

事務局:2つ目に指名業者の選定について、本工事は予定価格1億円未満の工事であることから指名競争入札により行っております。建築工事は格付を行っており、格付業種における業者の選定にあたっては、格付区分に属する業者から選定を行い、少数である場合は、直近下位の格付区分に属する業者から選定しています。

よって、建築一式工事の許可を持つ建築工事の格付Aランク3者とBランク業者で特定建設業の許可を有し、Aランク相当の業者2者を選定しています。

また、緊急又は特殊工事については指名の規定にかかわらず、業者を選定することができることから、本店を市外に有する市内業者2者(特定建設業の許可を有する業者)および滋賀県の建設工事等入札参加資格有資格者名簿の順位表を参考に県内に本店のある上位5者(1者重複)、併せて11者を指名しています。

委員:この指名業者の選定について、質問はございますか。

委員:とくになし。

事務局:3つ目の質問内容としまして、指名した業者11者中2者のみの応札があり、野洲市が過去に発注した工事で予定価格に対して平均25%減で落札されている中、高止まりしており競争性が働いていないのでないか、という質問に対しまして、事務局としては、野洲市契約規則第19条で指名競争入札に付そうとするときは、その資格を有する者のうちから5者以上の入札参加者を指名するものとしています。本工事では11者指名しており、指名段階では指名業者の手持ち工事数などによる入札の辞退は把握ができないことから、指名を行う段階では十分に競争が働くものだと判断して

います。

また、1者のみの応札であった場合は、予定価格を事前公表していることから入 札を取止めることを指名通知に記載しています。

- 委員:応札金額について高い金額で落札となっており、11 社中 2 社のみ応札している 件について、おそらく世間からの関心の高い工事であったためリスク回避を考えて辞 退していることと、応札金額が高いことについて何か考えられることはあるか。
- 事務局:辞退理由については、全業者確認は取れていないが、1者確認を取ったところ、アスベスト除去工事を担ってもらう技術者を確保できなかったという意見をいただいた。また、応札金額が高いことについて、直接工事費のうちアスベスト除去費が大きく占めている。また予定価格のもととなる設計金額の積算については、実施設計業者に発注しており、市においても積算し直している。その予定価格と最低制限価格内での応札であり、世間からの関心の高い工事であったことから、適正な金額だと考えています。
- 委員:基礎の撤去については、予定価格の積算に含まれているのか。こちらの工事は行 政代執行の工事となるため、危険除去さえできれば必要以上に解体する必要はない と考える。

事務局:地中梁天盤より地中部分は撤去しないとなっています。

委員:質問事項が前に戻るが、本工事は解体工事の許可を有する者でなく建築一式工事 を有する業者へ発注したことについての社会的背景としては、総合的な企画、指導 が大きいということですね。

事務局:そのとおりであります。

委員:一定規模の建築物の解体工事においては建築物の技術、ノウハウが求められるということですね。

委員:建築物の構造を理解した上で解体工事を行う必要があるため、「建築一式工事」の 許可を有する業者へ発注することに問題はないと考える。

委員:この度の解体工事は2棟ある内の1棟になるのですね。

事務局:守山側にある1棟になります。現在、解体をしない一方の1棟を利用される方がおられ、2棟隣接して建っているため、解体工事の説明に時間を要しており、まだ未着工の状態です。

委員:新聞など拝見していますと、所有者が9名いらっしゃって8名連絡が取れると思いますが、この工事についてはご存じなのでしょうか。

事務局:行政代執行でする旨は伝えさせていただいていると思います。

委員:所有者の方が解体を自主的にされた場合、仮定であるが今よりも安い金額で解体

工事を行うことができたかもしれないことについてはどう考えるか。

事務局: 市としては、解体する以上は責任をもって行う必要があり、近隣住民の方に被害を及ぼさない方法を選択して、アスベスト除去についても適正に行う必要があることから、設計金額については適正な金額を算出いただいていると考えています。

委員:入札監視委員会としては委員の皆さまこの工事についてとくに問題なしとして判断してよろしいでしょうか。

委員:はい。

# 【以上の審議結果】

適切に処理されていると判断できる。

#### 3 その他

11月14日に入札を執行しました野洲市民病院整備工事について報告致します。予定価格内に達しないことから入札を計3回実施しましたが、価格が折り合わず不調となりましたのでご報告致します。

次回の会議については、令和2年5月頃を予定しています。次回は中村委員に案件指定をしていただきます。

### 4 閉会

以上